

第24期 軽井沢町農業委員会 第4回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第4回総会を始めたいと思います。開会にあたりまして、会長よりあいさつをお願いします。
市村初仁会長	<p>皆様、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。第24期の農業委員会も第4回目の開催となりました。</p> <p>今年は6月以降の長雨や梅雨明け後の夏の暑さの影響により農作業に従事する皆様が苦慮されている状況下ではございますが農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご出席いただき総会が開催できますことに感謝申し上げます。</p> <p>農業委員と推進委員は共に地域のリーダーとして期待されており、日頃から農地確認などの活発な現場活動を通じて、遊休農地解消のために、農地所有者と地域の担い手、新規参入者とのマッチングを行っていただき、農地の有効活用実現が委員には求められております。</p> <p>これらの「農地利用の最適化」を推進していく活動を続けていくことが大切であり、最適化推進活動の具体的な取り組みとして農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等につきましてもご協力をお願いいたします。</p> <p>後ほど、農協関係、農業農村支援センター関係、町の農政関係について各々よろしくお願いたします。それでは第24期軽井沢町農業委員会第4回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願いたします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、全員の出席と農地利用最適化推進委員7名中、全員の出席です。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号4番の佐藤寛治委員と議席番号11番の小林朝

市村初仁議長	夫委員の2名にお願いします。
青木事務局長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、お手元の次第1ページの7月17日から8月28日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>9月25日（金）に第24期軽井沢町農業委員会第3回総会を開催しました。</p> <p>9月30日（水）農業者年金PR活動 信越放送（SBC）ラジオ出演</p> <p>10月16日（水）に町農業委員会10月役員会を開催しました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、1件ございまして、農地法第4条で、_____地区の、_____さん、について、_____となっておりまして、②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>続いて、3ページの（3）転用確認証明書による土地処分結果については、1件ございまして、_____となっておりまして、_____の、_____、_____について、_____への_____を確認し、証明書を交付いたしました。</p> <p>事業報告は以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p> <p>なし</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。</p> <p>次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第4ページ、補足資料1ページから13ページ、をお願いします。_____でございます。権利設定の内容は_____となります。</p> <p>借受人は、_____、_____に住所のある、_____です。貸付人は、_____に住所のある、_____さんです。</p> <p>申請の所在地は、_____で、_____で、_____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料2ページに位置図がございまして、_____</p> <p>_____したいというものでござ</p>

	<p>ざいます。</p> <p>町の農地区分は_____で、用途地域_____はでございます。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、建築費等全体で、_____千円となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、全額自己資金で金融機関の預金残高証明書が提出されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みについては、該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、該当しません。</p> <p>以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。委員番号13番、岩井正則委員願います。</p>
市村初仁議長	<p>13番、岩井正則が説明します。21日に私と成田推進委員が立会まして、周辺に農地があるのですが、影響については特段ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
委 員	<p>ありがとうございました。</p> <p>成田昭人推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
市村初仁議長	<p>なし</p>
委 員	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方は願います。</p>
市村初仁議長	<p>なし</p>

<p>委員 市村初仁議長</p>	<p>よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。</p>
<p>委員</p>	<p>全員挙手</p>
<p>委員 市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、同様に5条関係になりますが、議案第1号番号2を議題にします、事務局より説明願います。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>議案第1号番号2について説明をいたします。次第2ページ、補足資料15ページから22ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>貸付人は、_____、_____に住所のある、_____、_____です。 借受人は、_____、_____に住所のある、_____、_____です。申請の所在地は、_____、_____、_____で、_____は、_____で_____、_____です。_____。_____でございますが、補足資料15ページに位置図がございますが、_____の付近となります。</p> <p>_____ですが、申請地に_____がございますが、_____を_____為、_____を_____しておりますが、_____、また_____とするものでございます。</p> <p>権利設定の内容は、_____になります。</p> <p>町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、_____になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。 ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。 (農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が、_____、となっております。</p> <p>資金の調達方法ですが、自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが、提出されております。</p> <p>利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から_____までが、工事期間で、概ね1年以内となっております、問題ないと思われま。</p> <p>次に、(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p>

	<p>次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みについては、該当しません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号2については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号12番の佐藤豊が議案第1号番号2について説明します。委員番号12番の佐藤豊が議案第1号番号2について説明します。23日に私と儘田推進委員、_____と現地で立会を行いました。_____であり、_____になります。_____し、_____は、_____として使用することをごございましたので、問題ございません。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>儘田祐助推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全ですので議案第1号番号2を原案どおり可決い</p>

青木事務局長	<p>たしました。</p> <p>よって、議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>次第5ページから6ページ、補足資料は、23ページをお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。</p> <p>11月の公告分でございますが、新規が1件、4筆、面積は、10,584㎡、内訳は、畑が10,584㎡です。</p> <p>集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。</p> <p>同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第2号、軽井沢町農用地利用集積計画の11月公告分について、ご意見のある方はをお願いします。</p>
委員	<p>発言の後</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。</p> <p>よって、議案第2号軽井沢町農用地利用集積計画11月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、報告第1号「農地等の土地の形質変更（客土等）による届出書」についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第7ページ、補足資料は24から25ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号は、_____の_____さんからの届出でございまして、所在地、_____、_____、_____、_____、_____です。__から__へ_____為、_____を行うものでございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。届出について、担当委員より報告願います。</p>

土屋史彦会長代理	番号1番 土屋史彦が届出について説明します。番号1番 土屋史彦が届出について説明します。現地は_____しております、_____です。_____がありまして、_____にあります。_____になってしまい、_____、_____をしたいということでございます。周辺への影響についてですが、_____しております_____をしても_____でありますので、土砂流失等の影響はないと判断いたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。報告事項ではありますが、何かございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ないようですので、次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA佐久浅間関係について、土屋会長代理よりお願いします。
土屋史彦会長代理	それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。10月20日現在の状況でございますが、キャベツ253,990ケース出荷、単価は1,260円、金額は320,834,760円でございます。前年対比として数量が82%、単価132%、金額108%でございます。続いてレタス(10キログラム)93,710ケース出荷、単価は1,330円、金額は125,414,350円でございます。前年対比として数量が81%、単価99%、金額80%でございます。続いてレタス(5キログラム)690ケース出荷、単価は940円、金額は653,600円でございます。前年対比として数量が29%、単価97%、金額28%でございます。白菜(12キログラム)7,050ケース出荷、単価は840円、金額は5,925,300円でございます。前年対比として数量が34%、単価121%、金額41%でございます。白菜(15キログラム)2,390ケース出荷、単価は1,410円、金額は3,384,400円でございます。前年対比として数量が117%、単価133%、金額155%でございます。合計でございますが、449,300ケース出荷、単価は1,200円、金額は540,689,000円でございます。前年対比として数量が79%、単価120%、金額95%でございます。
市村初仁議長	ありがとうございました。JA佐久浅間(農協)関係で何かお聞きしたい点がございますか。
委員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に(2)の農業農村支援センター関係で戸谷課長補佐よりお願いします。

戸谷課長補佐	<p>別紙の経営継続補助金のご案内についてでございますが、こちらは以前に第1次募集を行い採択者が決定していますが、今回、国の2次補正で予算が確保できましたので2次募集を実施するものでございます。申請期間は令和2年10月19日（月）から令和2年11月19日（木）までで、補助上限は150万円でございます。申請の流れですが、JA組合員農業者と組合員でない農業者とでは申請方法が異なります。組合員は農協が申請先、組合員でない方は佐久地域振興局内に長野県農業経営相談所サテライト窓口がございますので、それぞれにご相談、申請となりますが、2次募集は11月6日までが申請期間でございます。</p> <p>なお、一次採択者は全国農業会議所のホームページに10月16日付で氏名が公表されておりますので、ご確認ください。一次申請者の全員が採択になったわけではございません。それと、不採択の理由については全国農業会議者においても一切回答しないとのことでございますのでご承知ください。</p> <p>次に農作物の残茎等の適正な処理についてですが、簡略して申し上げますと、残茎は燃やしてはいけないということではございませんが、極力堆肥化等の別の方法で処理をお願いしたいとのことでございます。焼却に伴う死亡事故も発生しておりますことからご注意ください。焼却する場合は、消防署への届出や周囲への延焼などもご考慮ください。以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。何かお聞きしたい点がございますか。他にございますか。</p>
委員	<p>10番、市村正喜です。一次採択者の氏名は見ることはできましたが、内容は確認できることは可能でしょうか。</p>
戸谷課長補佐	<p>個々の内容までは確認ができない状況でございます。</p>
委員	<p>それによってはメーカーへの発注関係もあり、期限までに納入が難しくなることも予測されると思うのですが。</p>
戸谷課長補佐	<p>確かに期限等の問題はございますが、こちらとしては国が柔軟に対応すると予測しております。</p>
市村初仁議長	<p>他にございますでしょうか。無ければ次に進みます。（3）の農政関係で観光経済課よりご説明をお願いします。</p>
外川観光経済課長補佐	<p>皆様お疲れ様でございます。町観光経済課農林振興係長の外川でございます。日ごろより町行政振興にご尽力をいただきましてありがとうございます。私のほうから、2点ほどお知らせをさせていただきます。まず一点目ですが、お手元に配布しております軽井沢発地マルシェにご説明します。例年、発地市庭にてグラン</p>

	<p>フェスタ、秋の収穫祭という形で実施しているのですが、今年はコロナの関係も考慮しまして、軽井沢発地マルシェという形でイベントの規模を縮小して11月1日から3日間、開催しますのでご案内いたします。続いて2点目でございますが、昨年度から実施しております馬取山田地区の整備事業についてご報告させていただきます。10月21日に、長野県の採択を受けるためのプレゼンテーションを行ってまいりました。合否の結果待ちの中で、合格ですよという形で進んでいきますと、地元説明会でどうかそういった形のものに進んでまいります。その際はまた皆様のご協力をいただきたいと思いますと考えておりますのでよろしく願いいたします。進捗についてはその都度お知らせさせていただきます。以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。何かお聞きしたい点がございますでしょうか。</p>
委員	<p>はい、荒井委員</p> <p>5番の荒井ですけれども、現在、下発地、上発地地区の遊休農地の草刈りをやっ ていただいているのですが、ある下発地地区の区の役員さんから、今時なんで、 人手でやっているんだ、機械を使ってやれないのかという意見をいただきました。 それと、刈り取りの時期ですが、今の時期ではなく、ススキの穂が出た時期 くらい、9月中くらいにできないかとの意見がございました。田んぼの穂がでる 前くらいのほうが、スズメの害にもあいにくいということで、機械利用と時期が 早くできないかということで、耕作者と区の役員からそんな意見がでましたの で、検討をお願いいたします。</p>
外川観光経済課 長補佐	<p>草刈りについては、シルバー人材センターをお願いしている状況でございます。 そちらのほうも人手等の問題もございますのでまた検討、調整させていただきます。 また機械の関係でございますが、町で保有しております草刈機が使用できれば それを使って、併せてシルバーと相談しながら検討をしていきたいと考えてお ります。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。その何かお聞きしたい点がございますでしょうか。 無いようですので、次に進みます。(4)の農業委員会耳珠局関係について説明 願います。</p>
青木事務局長	<p>(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。 次第の8ページをお願いします。</p> <p>(4)事務局関係について</p> <p>ア 第24期軽井沢町農業委員会親睦会について</p> <p>本日の総会后にボウリングと懇親会を実施する予定でございます。10月15日 までに委員の皆様に出欠のご連絡をいただいております。本日の詳細につきまして 別紙をご確認ください。ボウリングは14名、懇親会は17名が出席でございます。</p>

なお、町側から中山観光経済課長、外川観光経済課長補佐が懇親会から出席予定でございます。

イ 第5回長野県農業委員会大会について

11月11日(水)に松本市「キッセイ文化ホール」で開催いたします。参加者は前回の総会時にも委員にお伝えはしましたが、8新人委員7名と会長、事務局の計10名で参加いたします。別紙をご確認いただきたいのですが、当日は8時30分に役場に集合となり、軽井沢観光の中型バスで現地に向かいます。

ウ 第24期軽井沢町農業委員会視察研修(静岡県牧之原市)

令和2年度視察研修についてでございますが、11月19日から20日までの実施予定でございます。行程は若干の変更がございました。地域間交流を行っている牧之原市長及び農業委員長への表敬訪問を加えております。既に出欠は確認しておりますが、本日は、農協観光の高山氏にご出席いただき、行程等の詳細を参加者にご説明する予定でございます。なお、説明は総会后となります。参加者は合計で12名となります。

エ 令和2年度農地パトロール(利用状況調査)についてでございますが、提出期限が11月10日までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

オ 当面の会議・行事日程等について

○第24期軽井沢町農業委員会親睦会

10月26日(月)総会終了後 ボウリング大会(軽井沢プリンスボウル)、懇親会(福万寿)

○自然保護審議会(農政部長)

10月27日(火)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○第5回長野県農業委員会大会(会長、新任農業委員、新任推進委員、事務局)

11月11日(水)13時から 松本市「キッセイ文化ホール」

(バス移動:町役場8時30分集合)

○農業委員会11月役員会

11月16日(月)13時30分から 役場2階 第5会議室

○第24期軽井沢町農業委員会視察研修(静岡県牧之原市)

11月19日(木)~20日(金) 1泊2日

○第24期軽井沢町農業委員会第5回総会

11月27日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○農業委員会12月役員会

12月16日(水)13時30分から 役場2階 第9会議室

○第24期軽井沢町農業委員会第6回総会

12月23日(水)13時30分から 第3・4会議室

総会終了後:第23期・第24期農業委員会写真撮影及び歓送迎会兼忘年会

出席範囲:町長、第23期・第24期農業委員、第23期・第24期農地利用最適化推進委員、観光経済課長、農林振興係長、農業農村支援センター、農業委員会事務局  
次に、カ、の配布資料等についてですが、

10月1日現在の全国農業新聞普及一覧です、情報事業の推進活動について引き

	<p>続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、農業者年金加入推進ニュースです。こちらも引き続き、加入推進活動をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。</p> <p>農作物の残茎等の適正な処理についてでございますが、毎年、この時期になりますと、焼却により発生する煙や臭い等が問題となりますが、その処分に当たりましては、焼却以外にも町じん介処理場への搬入や、堆肥化などの方法もご検討いただきまして適正な処理について、一層の取り組みをお願いするものでございます。</p> <p>次に農業経営基盤強化準備金制度の対象資産についてのお知らせでございますが、経営所得安定対策の交付金及び水田活用直接支払交付金を活用して、計画的に農作業用機械、建物等を取得し、農業経営の基盤強化を図る目的の制度を周知するものでございます。対象の交付金で固定資産を取得する計画がある場合の積立金の必要経費としての計上や実際の取得年度では積立金、交付金を取り崩しすることで所得として計上されるわけでございますが、全所得のうち、積立金、交付金相当部分を圧縮記帳し、取崩額を必要経費として算入することで、当該所得部分との相殺が行えるというものでございます。対象は青色申告を行う認定農業者や認定新規就農者であります。農業経営改善計画や青年等就農計画にこの特例を活用して取得する固定資産の記載が必要となります。確定申告時に特例が適用となる証明書の添付が必要となりますので、申告年度では事前に農林水産省への申請を行っていただきます。当町の申請先は関東農政局経営・事業支援部担い手育成課ですが、別紙の連絡先まで申請、問い合わせをお願いいたします。</p> <p>次に農業会議だよりをお手元に配布しておりますので御覧ください。</p> <p>最後に、さきほどご説明した農地部長がご出席しましたラジオ出演に関しまして、農業新聞に記事が掲載されておりますので皆様ご確認ください。農業委員としての活動内容が新聞に取り上げられ、多くの方に情報を発信しております。このような媒体を活用しての農業者への情報提供は委員会としての役割でもございますので、委員個々への取材協力等の依頼がありました折には、事務局へもご一報いただければ、事業報告として今後も委員会で報告をさせていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局関係は以上でございます。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	その他全体を通して何かございますか。
委 員	なし

それでは、第24期軽井沢町農業委員会第4回総会を閉会といたします。  
大変お疲れ様でした。

閉会 14時30分